

大気汚染防止法・

広島県生活環境の保全等に関する条例（大気関係）の
概要（別冊：特定粉じん（石綿）関係法令編）

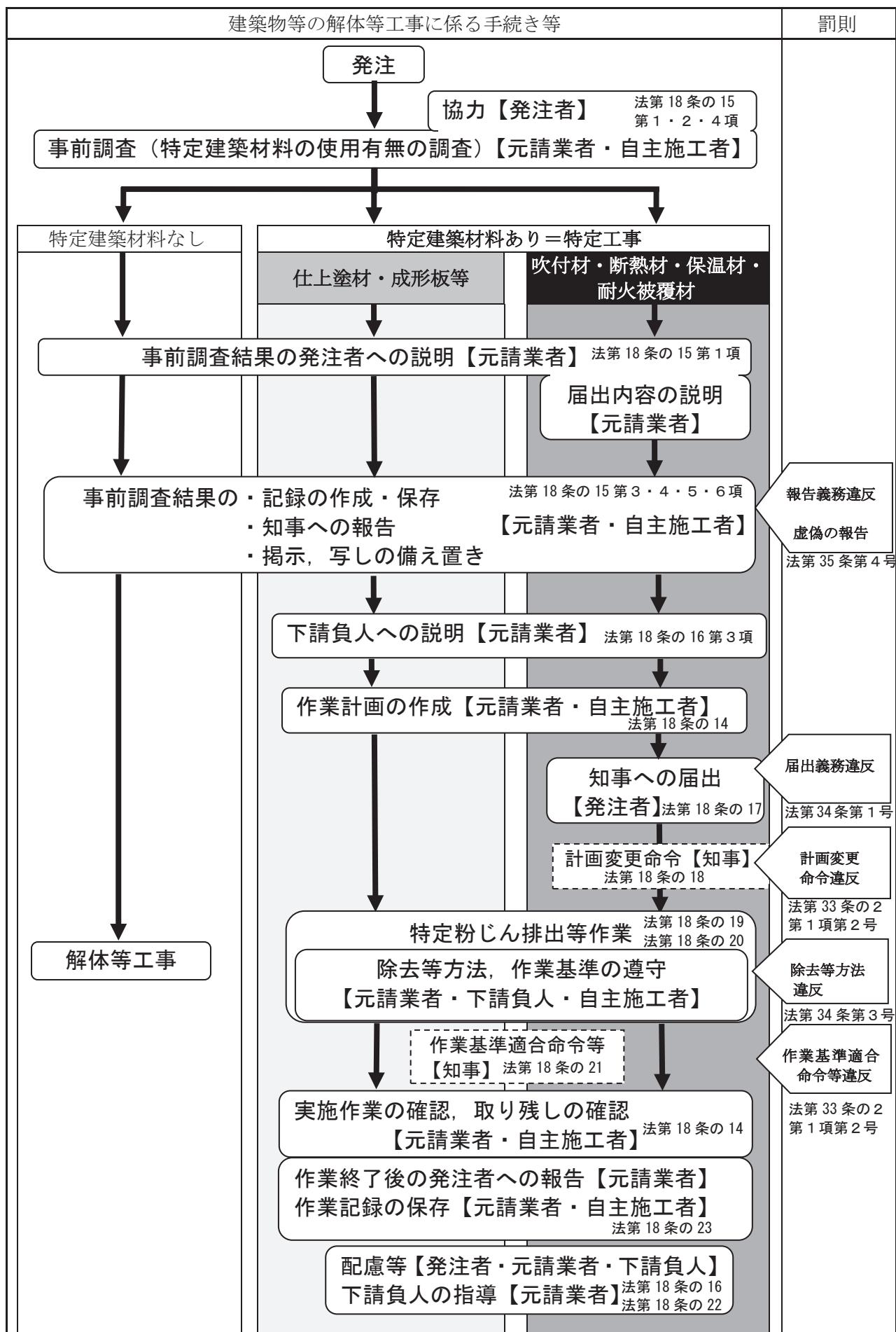
令和4年4月

広 島 県

目 次

	頁数
1 建築物等の解体等工事に係る規制の概要	1
2 語句の説明	2
3 解体等工事時における石綿の事前調査等	4
4 特定建築材料の除去等の方法	8
5 特定粉じん排出等作業の作業基準	9
6 特定粉じん排出等作業に関する記録、結果の報告等	13
7 その他	14
8 付録 必要項目一覧	15
9 付録 事前調査結果報告書記載要領	16
10 付録 特定粉じん排出等作業実施届出書記載要領	20

1 建築物等の解体等工事に係る規制の概要



※ 「知事」は、16頁に記載の「所管庁の長」と読み替えてください。

2 語句の説明

語 句	語 句 の 説 明
特定粉じん	石綿（アスベスト）
特定建築材料	<p>吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹付け石綿 ・石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。） ・石綿を含有する仕上塗材（日本産業規格（JIS）A6909に規定する建築物等の内外装仕上げに用いられる建築用仕上塗材をいう。以下「石綿含有仕上塗材」という。）令和3年4月から施工方法を問わず特定建築材料に統一された。石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有バーミキュライト（ひる石）は「吹付け石綿」として扱う。 ・石綿を含有する成形板、セメント管、押出成形品等（以下「石綿含有成形板等」という。）
建築物等	<p>建築物その他の工作物をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含む。 ・「工作物」とは、「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいう。 （例）煙突、サイロ、鉄骨構造、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等 <p>※建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物である。</p>
特定粉じん排出等作業	<p>次の作業をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業 ・特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業
解体等工事	<p>建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事をいう。</p> <p>なお、以下の作業は「建築物等の解体等工事」に該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外しが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業 ・釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当しない。 ・既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業 ・国土交通省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された(a)から(k)までの工作物、経済産業省による用途や使用の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された1及びmの工作物並びに農林水産省による用途や使用の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認されたf及びnの工作物の解体・改修の作業 <ul style="list-style-type: none"> (a) 港湾法第2条第5項第2号に規定する外郭施設及び同項第3号に規定する係留施設 (b) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設 (c) 砂防法第1条に規定する砂防設備

	<p>(d) 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設及び同法第4条第1項に規定するぼた山崩壞防止区域内において都道府県知事が施工するぼた山崩壞防止工事により整備されたぼた山崩壞防止のための施設</p> <p>(e) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>(f) 海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設</p> <p>(g) 鉄道事業法施行規則第9条に規定する鉄道線路(転てつ器及び遮音壁を除く)</p> <p>(h) 軌道法施行規則第9条に規定する土工(遮音壁を除く), 土留壁(遮音壁を除く), 土留擁壁(遮音壁を除く), 橋梁(遮音壁を除く), 隧道, 軌道(転てつ器を除く)及び踏切(保安設備を除く)</p> <p>(i) 道路法第2条第1項に規定する道路のうち道路土工, 舗装, 橋梁(塗装部分を除く。), トンネル(内装化粧板を除く。), 交通安全施設及び駐車場(工作物のうち建築物に設置されているもの, 特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物(令和2年環境省告示第77号。(3)事前調査結果の報告参照)に掲げる工作物を除く。)</p> <p>(j) 航空法施行規則第79条に規定する滑走路, 誘導路及びエプロン</p> <p>(k) 雪崩対策事業により整備された雪崩防止施設</p> <p>(l) ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物の導管のうち地下に埋設されている部分</p> <p>(m) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第3条に規定する供給管のうち地下に埋設されている部分</p> <p>(n) 漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設のうち基本施設(外郭施設, 係留施設及び水域施設)</p>
特定工事	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。
届出対象特定工事	特定工事のうち, 吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材, 保温材及び耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を伴うものをいう。特定粉じん排出等作業実施届出が必要となる。
事前調査	解体等工事が特定工事に該当するか否かについての設計図書その他の書面による調査, 特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査をいう。事前調査の対象は, 「解体等工事」とされており, 石綿含有建材が使用されていないことが明らかであるものしか扱わないもの(金属や木材のみで作られているものの改造・補修など)も含め, 様々な建設工事が含まれる。
発注者	解体等工事の注文者で, 他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のものをいう。
元請業者	発注者から直接解体等工事を請け負った者をいう。
下請負人	特定工事の元請業者が当該特定工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるときの当該特定工事の全部又は一部を請け負った他の者をいう。請け負った特定工事が数次の請負契約によって行われるときは, 当該他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人が含まれる。
自主施工者	解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。

3 解体等工事時における石綿の事前調査等

項目	対象者	方法											
事前調査の実施	解体等工事の元請業者 自主施工者	<p>事前調査は、次のとおり、原則として書面調査及び現地での目視調査を行い、建材の石綿含有が不明な場合は分析調査を行う。</p> <p>1 設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行う。ただし、石綿の使用が禁止された平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等及び石綿の使用禁止の適用が猶予されていたガスケット又はグランドパッキンを使用禁止が適用された後に設置した設備については、書面で工事着手年月日（設置年月日）が確認できれば目視による調査は不要ない。</p> <p>2 《令和5年10月1日施行》</p> <p>建築物の解体等工事については、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者が行う。ただし、解体等工事の自主施工者である個人が行う改造又は補修作業で、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないものののみを伴う軽微な建設工事については、自ら行うことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">資格等</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">事前調査を行うことができる建築物</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">特定建築物石綿含有建材調査者※</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">全ての建築物</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">一般建築物石綿含有建材調査者※</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">一戸建ての住宅又は共同住宅の内部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">一戸建て等石綿含有建材調査者※</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">令和5年10月1日の義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">全ての建築物</td> </tr> </table> <p>※建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）に基づく講習を修了した者</p> <p>3 1に規定する調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかったときは、分析による調査を行う。ただし、当該解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>《以下令和5年10月1日施行の石綿障害予防規則に係る事項》</p> <p>分析による調査については、石綿障害予防規則第3条6項の規定により、適切に分析調査を実施するため必要な知識及び技能有者として厚生労働大臣が定めるものが行う。</p> <p>（令和2年厚生労働省告示第277号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者 ・上記の者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者 	事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者	資格等	事前調査を行うことができる建築物	特定建築物石綿含有建材調査者※	全ての建築物	一般建築物石綿含有建材調査者※	一戸建ての住宅又は共同住宅の内部	一戸建て等石綿含有建材調査者※		令和5年10月1日の義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者	全ての建築物
事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者													
資格等	事前調査を行うことができる建築物												
特定建築物石綿含有建材調査者※	全ての建築物												
一般建築物石綿含有建材調査者※	一戸建ての住宅又は共同住宅の内部												
一戸建て等石綿含有建材調査者※													
令和5年10月1日の義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者	全ての建築物												

事前調査結果 の説明	解体等工事の元請業者	<p>解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明する。</p> <p>なお、説明の時期は、解体等工事の開始の日までに（届出対象特定工事の特定粉じん排出等作業を当該届出対象特定工事の開始の日から14日以内に開始する場合は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに）行う。ただし、非常その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合にあっては速やかに行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事前調査の結果 2 事前調査を終了した年月日 3 事前調査の方法 4 《令和5年10月1日施行》 建築物に係る当該調査を行った者の氏名及び当該者が環境大臣が定める者（事前調査の実施の2に記載の者）に該当することを明らかにする事項 5 解体等工事が特定工事に該当するとき（3に該当するときを除く。）は、当該特定工事に係る次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> ①特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積 ②特定粉じん排出等作業の種類 ③特定粉じん排出等作業の実施の期間 ④特定粉じん排出等作業の方法 ⑤特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ⑦特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 6 当該解体等工事が届出対象特定工事（「5 特定粉じん排出等作業の作業基準」の1, 2, 5又は6の項）に該当するときは、当該届出対象特定工事に係る5に掲げる事項及び次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> ①特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に規定する除去等の方法により行うものでないときは、その理由 ②特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ③下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
事前調査の協力	解体等工事の発注者	解体等工事の元請業者が行う事前調査に要する費用を適正に負担することその他事前調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該事前調査に協力する。

事前調査に関する記録の保存	解体等工事の元請業者 自主施工者	<p>事前調査結果の説明に係る書面及び次の事項（平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物等及び石綿の使用禁止の適用が猶予されていたガスケット又はグランドパッキンを使用禁止が適用された後に設置した設備にあっては①から⑤に掲げる事項に限る。）を記載した書面を解体等工事が終了した日から 3 年間保存する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②解体等工事の場所 ③解体等工事の名称及び概要 ④事前調査を終了した年月日及び事前調査の方法（重複） ⑤解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日（平成 18 年 9 月 1 日以後に石綿の使用禁止の適用が猶予されていたガスケット又はグランドパッキンを使用禁止が適用された後に設置した設備に該当する場合にあっては、これに加えて、建築材料を設置した年月日） ⑥解体等工事に係る建築物等の概要 ⑦建築物の解体等工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分 《⑧から⑪の事項は、令和 5 年 10 月 1 日施行》 ⑧建築物の解体等工事に係る事前調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名 ⑨分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称 ⑩解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（分析による調査を行わずに当該解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠 ⑪事前調査の 2 に記載の環境大臣が定める者に該当することを証明することの書類の写し
事前調査結果の掲示等	解体等工事の元請業者 自主施工者	<ol style="list-style-type: none"> 1 掲示の方法 <ul style="list-style-type: none"> ①周辺住民の見やすい場所に設置する。 ②掲示の大きさは日本産業規格 A 3 以上（縦長・横長を問わない）の大きさで、文字は読みやすい大きさとする。 ③解体等の作業の開始から終了まで工事期間を通して行う。 2 掲示の事項 <ul style="list-style-type: none"> ①事前調査の結果 ②解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ③事前調査を終了した年月日 ④解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類 3 事前調査に関する記録の写しを解体等工事現場へ備え置く。

事前調査結果 の報告	解体等工事の元請業者 自主施工者	<p>事前調査を行ったときは、遅滞なく（遅くとも解体等工事に着手する前までに）知事に報告する。</p> <p>1 事前調査結果報告の対象となる解体等工事</p> <p>①建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80m²以上であるもの</p> <p>②建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金（解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。）の合計額が100万円以上^{*1}であるもの</p> <p>③工作物（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるもの^{*2}に限る。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金（解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。）の合計額が100万円以上^{*1}であるもの</p> <p>※1 請負代金の合計額とは、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まないが、消費税を含む額である。</p> <p>※2 特定建築材料が使用されているおそれの大きいものとして環境大臣が定める工作物とは、次の工作物である。 (令和2年環境省告示第77号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反応槽 ・加熱炉 ・ボイラーや圧力容器 ・配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）（農業用パイプラインを含み、水道管は含まない。） ・焼却設備 ・煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ・貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。） ・発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ・変電設備 ・配電設備 ・送電設備（ケーブルを含む。） ・トンネルの天井板（トンネルには鉄道施設（鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法による軌道施設を含む。）は含まない。） ・プラットホームの上家 ・遮音壁 ・軽量盛土保護パネル ・鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
---------------	---------------------	---

4 特定建築材料の除去等の方法

対象者	除去等の方法		
	項目	措置	方 法
届出対象特定工事の元請業者 下請負人 自主施工者	次のいずれかの措置（2の項に掲げる措置にあつては、建築物等を改造し、又は補修する場合に限る。）及び方法により行う。ただし、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他次のいずれかに掲げる措置を記載の方法により行うことが技術上著しく困難な場合は、この限りでない。		
	1	特定建築材料の建築物等からの除去	<p>①特定建築材料をかき落とし、切断し、又は破碎することなくそのまま建築物等から取り外す方法</p> <p>②特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該隔離した場所において環境省令で定める集じん・排気装置を使用する方法</p> <p>③②と同等以上の効果を有する方法</p>
	2	特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理	<p>①特定建築材料の囲い込み又は封じ込め（以下「囲い込み等」という。）を行う方法</p> <p>ただし、吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、当該特定建築材料の囲い込み等を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、当該隔離した場所において、HEPAフィルタ（日本産業規格Z8122）を付けた集じん・排気装置を使用する方法</p>

5 特定粉じん排出等作業の作業基準

項	作業の種類	作業基準
共通	1から6の項の作業全て	<p>1 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事に係る特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②特定工事の場所 ③特定粉じん排出等作業の種類 ④特定粉じん排出等作業の実施の期間 ⑤特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積 ⑥特定粉じん排出等作業の方法 ⑦特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ⑧特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ⑨特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 <p>2 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①日本産業規格A3の大きさ以上 ②次に掲げる事項を表示したもの <ul style="list-style-type: none"> ・特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・届出対象特定工事に該当するときは、特定粉じん排出等作業実施届出年月日、届出先 ・特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法 ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ・事前調査に関する事項の表示も併せて行うこと。 ⇒「3 解体等工事時における石綿の事前調査等」の事前調査結果の掲示等を参照 <p>3 特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況（1の項の作業並びに6の項の作業基準欄に記載の1及び2の作業を行うときは、1の項の2③④、4及び5②に規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、その内容を含む。）及び確認した者の氏名を含む。）を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存する。</p> <p>4 特定工事の元請業者は、3の規定により各下請負人が作成した記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が1に規定する計画に基づき適切に行われていることを確認する。</p> <p>5 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め（以下「除去等」と</p>

項	作業の種類	作業基準
		<p>いう。) の完了後に（除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に），除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者（建築物については、「3解体等工事時における石綿の事前調査等」の方法の2に記載の者又は当該特定工事に係る石綿作業主任者。工作物については、石綿作業主任者。）に当該確認を目視により行わせる。ただし、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物等を改造し、又は補修する作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。</p> <p>6 特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、次の欄に記載の作業の種類ごとの内容を満たして作業を実施する。</p>
1	<p>特定建築材料が使用されている建築物等の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）を除去する作業（2項又は5項に掲げるものを除く。）</p> <p>【作業実施届出が必要】</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して、作業の対象となる建築物その他工作物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>1 ①特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」）を他の場所から隔離する。 ②隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置する。</p> <p>2 ①作業場及び前室を負圧に保つ。 ②作業場の排気に、HEPAフィルタ（日本産業規格Z8122）を付けた集じん・排気装置を使用する。 ③①の規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずる。 ④特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずる。</p> <p>3 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する。</p> <p>4 1の規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずる。</p> <p>5 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、 ①特定建築材料を除去部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布する。 ②作業場内の清掃その他の特定粉じんを処理を行った上で、特定粉じんが大気中にへ排出され又は飛散するおそれがないことを確認する。</p>

項	作業の種類	作業基準
2	特定建築材料が使用されている建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの（5項に掲げるものを除く。） 【作業実施届出が必要】	<p>次に掲げる事項を遵守して、作業の対象となる建築物その他工作物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと<u>同等以上の効果を有する措置</u>（◎）を講ずること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生する。 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する。 特定建築材料の除去後、養生を解く場合 <ol style="list-style-type: none"> 特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布する。 作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行う。 <p>◎<u>同等以上の効果を有する措置</u>について 配管に使用された保温材を除去する際に、当該作業箇所を局所的に隔離するために袋状の用具（いわゆるグローブバッグ）を使用して密封状態を保ったま保温材を除去する方法がある。</p>
3	特定建築材料が使用されている建築物等の解体作業又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造又は補修する作業のうち、石綿を含有する仕上げ塗材を除去する作業（5項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物その他工作物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと<u>同等以上の効果を有する措置</u>（◎）を講ずること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する。（2の規定により特定建築材料を除去する場合を除く。） 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講じる。 <ol style="list-style-type: none"> 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生する。 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する。 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃する。 養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行う。 <p>◎<u>同等以上の効果を有する措置</u>について 1の項（吹付け材）の作業方法を採用することも可能である。</p>
4	特定建築材料が使用されている建築物等の解体作業又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造又は補修する作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（1～3項、4項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物その他工作物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと<u>同等以上の効果を有する措置</u>を講ずること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外す。 1の方法により特定建築材料（3に規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第3条の4第2号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する。 石綿を含有するけい酸カルシウム板第1種にあっては、1の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造又は補修する作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生する。 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する。 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃する。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行う。 <p>◎<u>同等以上の効果を有する措置</u>について 1の項（吹付け材）の作業方法を採用することも可能である。</p>

項	作業の種類	作業基準
5	1項の作業のうち、あらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業 【作業実施届出が必要】 (例) 人の立入が危険な状態の建築物等の解体	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
6	特定建設材料が使用されている建築物等の改造又は補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材料等に係る作業 【作業実施届出が必要】	<p>次に掲げる事項を遵守して、作業の対象となる建築物その他工作物の部分に使用されている特定建築材料を除去等又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎により除去するとき 1項の1～5の遵守。 2 特定建築材料を1以外の方法により除去するとき 2項の1～3の遵守。 3 特定建築材料の囲い込み又は封じ込め（以下「囲い込み等」という。）を行うとき 特定建築材料の劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去する。 4 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行うとき 1の項の1～5を準用する。（「除去する」及び「除去」の語句は、「囲い込み等を行う」及び「囲い込み等」と読み替える。）

6 特定粉じん排出等作業に関する記録、結果の報告等

対象者	方法
特定工事の元請業者 自主施工者	<p>1 特定工事の元請業者は、特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、次の事項について、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定粉じん排出等作業が完了した年月日 ②特定粉じん排出等作業の実施状況の概要 ③除去等完了後の確認を行った者（「5 特定粉じん排出等作業の作業基準」の共通の項の 5 に記載）の氏名及び当該者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項（建築物石綿含有建材調査者登録規定による講習又は石綿主任者技能講習を受講した講習実施機関の名称、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者についてはその旨） <p>2 次の事項を含む特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写し並びに除去等完了後の確認を行った者（「5 特定粉じん排出等作業の作業基準」の共通の項の 5 に記載）の氏名及び当該者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当すること証明する書類の写しを特定工事が終了した日から 3 年間保存する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ②下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 ③特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 ④特定工事の場所 ⑤特定粉じん排出等作業の種類 ⑥特定粉じん排出等作業を実施した期間 ⑦特定粉じん排出等作業の実施状況（次に掲げる事項を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・「5 特定粉じん排出等作業の作業基準」の共通の項の 5 に記載の除去等完了後の確認をした年月日、確認の結果（確認の結果に基づいて特定建築材料の除去等の措置を講じた場合にあつては、その内容を含む。）及び確認を行つた者の氏名 ・「5 特定粉じん排出等作業の作業基準」の 1 の項の作業並びに 6 の項のうちの 1 及び 3 の作業を行つたときは、1 の項の 2 ③④、4 及び 5 ②に規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、その内容を含む。）及び確認を行つた者の氏名

7 その他

項目	対象者	方法
特定工事の発注者等の配慮等	特定工事の発注者	特定工事の発注者は、当該特定工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮する。
	特定工事の元請業者 下請負人	<p>1 特定工事の元請業者が特定工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるとき及び当該特定工事の全部又は一部を請け負った下請負人が当該特定工事の全部又は一部を更に他の者に請け負わせるときは、当該特定工事の各下請負人に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮する。</p> <p>2 特定工事の元請業者又は下請負人は、その請け負った特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせるときは、当該他の者に対し、その請負に係る特定工事における次の事項を説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定粉じん排出等作業の方法 ②特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ③特定粉じん排出等作業の種類 ④特定粉じん排出等作業の実施の期間 ⑤特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
下請負人に対する元請業者の指導	特定工事の元請業者	特定工事の元請業者は、各下請負人が当該特定工事における特定粉じん排出等作業を適切に行うよう、当該特定工事における各下請負人の施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努める。

8 付録 必要項目一覧

	事前調査結果			作業内容の 掲示事項	作業計画の 記載事項	作業完了報告	作業記録
	説明者への 発注事項	付け記録事項・備え	掲示事項				
○：必要項目 ◎：特定工事の場合の必要項目 ●：届出対象特定工事の場合の必要項目							
事前調査の結果	○	○	○				
建築材料が特定建築材料に該当するか否か及びその根拠		○					
(特定工事に該当する場合) 特定建築材料の種類	◎		◎		◎		
解体等工事・特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所(法人にあっては、その代表者の氏名)		○		◎	◎		◎
解体等工事・特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所(法人の場合は代表者の氏名)			○	◎		◎	
事前調査を終了した年月日	○	○	○				
事前調査の方法(書面調査、目視調査、分析調査又はみなし)	○	○	○				
事前調査を行った者の氏名及び調査者等に該当することを明らかにする事項(調査者の講習実施機関の名称等)	○	○					
分析調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称		○					
解体等工事・特定工事の場所		○			◎	◎	◎
解体等工事の名称及び概要		○					
特定工事の概要					◎		
解体等工事に係る建築物等の概要		○				◎	
解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日(平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した設備にあっては、これに加えて、これらの規定に規定する建築材料を設置した年月日)		○					
解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分		○					
特定粉じん排出等作業の種類	◎				◎		◎
特定粉じん排出等作業の実施の期間	◎			◎	◎		◎
特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積	◎				◎		
特定粉じん排出等作業の方法	◎			◎	◎		
特定粉じん排出等作業の方法が第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	◎						
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	●				◎		
特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	◎				◎		
特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	◎			◎	◎		◎
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	●				◎	◎	◎
(届出対象特定工事に該当する場合) 届出年月日及び届出先				●			
特定粉じん排出等作業の実施状況 (確認結果等)						◎	◎
石綿含有建材の取り残しがないこと等の確認 (確認年月日、確認者氏名、受講した講習実施機関)						◎	◎
特定粉じん排出等作業完了年月日						◎	

9 付録 事前調査結果報告記載要領

事前調査結果報告書 記載要領（令和4年4月～）

- ・報告は「石綿事前調査報告システム」により行うこと。
(石綿事前調査報告システムを利用できない場合は書面により報告を行うこと。)
- ・報告は、滞なく（遅くとも解体等工事に着手する前までに）行うこと。
- ・書面による報告は、【様式第3の4】を作成の上、1部提出すること。

令和4年3月

広島県

【様式3の4】

① 受信者名 (県厚生環境事務所・市町の報告先) 報告先の詳細は最終面に記載しています。	・広島市内での作業…広島市長 (環境保全課) ・福山市内での作業…福山市長 (環境保全課) ・呉市 内での作業…呉 市 長 (鯨歿謝謝シヤー) ・三次市内での作業…三次市長 (環境政策課) ・その他の市町内における作業…右の表を参照のこと。 報告者は、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の元請業者又は自主施工者となる。 ・住所、名称及び氏名 (電話番号、メールアドレス) を記入すること。 ・法人代表者の代理人を報告者とする場合には、代表者と代理人を併記するとともに、委任状を添付すること。(石綿事前調査結果報告システムでは代理人による報告は不可)	・庄原市内での作業…庄原市長 (環境政策課) ・東広島市内での作業…東広島市長 (環境保全課) ・大崎上島町内での作業…大崎上島町長 (広島県西瀬戸厚生環境事務所環境課) ・広島県西部厚生環境事務所長 (広島支所衛生環境課) ・安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町 江田島市 竹原市 三原市、尾道市、世羅町 府中市、神石高原町	作業を行う場所 大竹市、廿日市市 広島県西部厚生環境事務所長 (環境管理課) 広島県西部厚生環境事務所長 (広島支所衛生環境課) 広島県西部厚生環境事務所長 (環境管理課) 広島県西部厚生環境事務所長 (環境管理課) 広島県東部厚生環境事務所長 (環境管理課) 広島県東部厚生環境事務所長 (福山支所衛生環境課)	受信者名 (県、厚生環境事務所の届出先) 広島県西部厚生環境事務所長 (環境管理課)
② 報告者				
③ 解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人について、その代表者の氏名	・特定工事の発注者住所、名称及び氏名を記入すること。 ・法人においては、法人を代表する者の職と氏名を記入すること。 (報告者が自主施工者の場合は、自主施工者の情報を記入する。)	① 様 氏名又は名称及び住所並びに法人においてはその代表者の氏名 報告者	事前調査結果報告書 様式第3の4	
④ 解体等工事の場所	・作業を実施する場所 (住所) を記入すること。	② 電話番号 メールアドレス		
⑤ 解体等工事の名称	・解体等工事の名称を記入すること。			
⑥ 解体等工事の概要	・解体等工事の概要及び連絡先の担当者名を記入すること。 (例：○○の解体工事/改修工事 担当者：○○)	③ 解体等工事の施工の期間 ④ 特定粉じん排出等作業の開始時期		
⑦ 解体等工事の実施の期間	・解体等工事の工事期間を記入すること。(特定粉じん排出等作業の実施期間ではない。)	⑤ 特定粉じん排出等作業の開始時期		
⑧ 建築物等の設置の工事に着手した年月日	・解体等工事の対象とする建築物等が建築・製造等された際の着手日を記入すること。 (竣工日ではない。)	⑥ 解体等工事の概要 ⑦ 解体等工事の実施の期間 ⑧ 特定粉じん排出等作業の開始時期 ⑨ 建築物等の設置の工事に着手した年月日		
⑩ 建築物等の概要	・建築物の解体等工事の場合、耐火建造物及び準耐火建造物の該当の有無(不明の場合はその他のを選択する。), 構造 (SRC は RC を選択する。) について該当するものに○, 延べ面積 (整数で記入), 階数を記入すること。	⑩ 解体等工事の合計 ⑪ 解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計 ⑫ 分析による調査を行った箇所		
⑪ 解体の作業の対象となる床面積の合計	・床面積 80 m ² 以上の建築物の解体工事の場合は床面積の合計を記入すること。	⑬ 事前調査を終了した年月日 ⑭ 書面による調査及び目視による調査を行った者 ⑮ 分析による調査を行った箇所		
⑫ 解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計	・請負金額 100 万円以上の解体、改造又は補修に係る建設工事に該当するときは、作業の請負金額の合計を記入すること。(請負金額は税込み)	⑬ 事前調査を終了した年月日 ⑭ 書面による調査及び目視による調査を行った者 ⑮ 分析による調査を行った箇所		
⑬ 事前調査を終了した年月日	・事前調査を終了した年月日を記入すること。	⑬ 事前調査を終了した年月日 ⑭ 書面による調査及び目視による調査を行った者 ⑮ 分析による調査を行った箇所		
⑭ 書面による調査及び目視による調査を行った者	・事前調査を実施した者が有資格者の場合、事前調査者講習を受講した機関名、講習登録規程の区分について該当するものに○を記入すること。 (一般社団法人日本アスベスト調査診断協会の登録者には、「日本アスベスト調査診断協会」と記入する。)	⑪ 解体の作業の対象となる 床面積の合計 ⑫ 解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計 ⑬ 事前調査を終了した年月日 ⑭ 書面による調査を行った者 ⑮ 分析による調査を行った箇所		
⑮ 分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	・分析による調査を行った箇所を記入すること。 ・分析調査実施者の氏名、所属機関等名称を記入すること。	⑬ 事前調査を終了した年月日 ⑭ 書面による調査を行った者 ⑮ 分析による調査を行った箇所		
		⑯ 分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	分析による調査を行った箇所 分析による調査を行った箇所を記入すること。 (一般社団法人日本アスベスト調査診断協会の登録者には、「日本アスベスト調査診断協会」と記入する。)	⑯ 分析による調査を行った箇所

【別紙】

<p>⑪ 事前調査の結果</p> <p>⑫ 特定建築材料に該当しない場合の根拠</p>	<p>・建築材料の種類ごとの事前調査の結果に✓を記入すること。 (対象となる解体等工事において、該当の建材がない場合は、空欄とする。)</p> <p>(「みなし」は、石綿が入っているとみなす場合に選択する。) (同一の材料区分に複数の建築材料があり、石綿含有有りと無しがある場合は「石綿有」を選択する。)</p> <p>・事前調査の結果で「石綿無」を選択した建築材料について、特定建築材料に該当しない(石綿無し)と判断した根拠に✓を記入すること。 (同一区分に複数の建築材料があり、いずれも「石綿無」である場合を含めて、該当する根拠の全てを選択する。)</p>
---	---

「吹付け材」、「保溫材」、「壁突斯熱材」、「屋根用折版斯熱材」及び「耐火被覆材(吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)」について、「石綿有」または「みなし」を選択した場合には、原則、「特定粉じん排出等作業実施届出書」の提出が必要となります。

種類	材料の種類	事前調査の結果	判定標準	判定標準材料に該当しない場合の根拠
吹付け材	石綿 有	なし 無	① 目視 ② 資料 ③ 分析 ④ 検査 ⑤ 検査料件付添送年月	
保溫材		□ □ □ □ □		
壁突斯熱材		□ □ □ □ □		
耐火被覆材(吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)		□ □ □ □ □		
仕上漆板		□ □ □ □ □		
スリートボード		□ □ □ □ □		
壁突斯熱材スリート		□ □ □ □ □		
けい酸カルシウム板第1種		□ □ □ □ □		
伸出版セメント板		□ □ □ □ □		
ペイプセメント板		□ □ □ □ □		
ビニル板・タイル		□ □ □ □ □		
保溫材サイディング		□ □ □ □ □		
石膏ボード		□ □ □ □ □		
ローカークール吸音天花板		□ □ □ □ □		
その他の材料		□ □ □ □ □		

備考 1. 毎年の作業のため必要な作業着の会社の職員は被服類の解体作業を終了後被服類を脱ぐ工事又は被服類の作業着の会社の職員は被服類の脱ぐ工事の場合は、脱ぐ工事を終了すること。

2. 建設機械の操作の会社の職員は、被服類の脱ぐ工事の場合は、脱ぐ工事を終了すること。

3. 建設機械の操作の会社の職員は、被服類の脱ぐ工事の場合は、脱ぐ工事を終了すること。

4. 建設機械の操作の会社の職員は、被服類の脱ぐ工事の場合は、脱ぐ工事を終了すること。

5. 建設機械の操作の会社の職員は、被服類の脱ぐ工事の場合は、脱ぐ工事を終了すること。

6. 建設機械の操作の会社の職員は、被服類の脱ぐ工事の場合は、脱ぐ工事を終了すること。

7. 建設機械の操作の会社の職員は、被服類の脱ぐ工事の場合は、脱ぐ工事を終了すること。

【報告先】

次の URL にアクセスし、報告してください。

なお、石綿事前調査結果報告システムを利用するためには gBizID の登録を行う必要があります。

【石綿事前調査結果報告システム】

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

【gBizID】

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

(石綿事前調査結果報告システムの操作マニュアル等)

http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

石綿事前調査結果報告システムでは、自治体と労働基準監督署へまとめて報告することができます。

(書面にて報告する場合には、石綿障害予防規則に基づく所管の労働基準監督署への報告を別途、行ってください。)

報告は原則として「石綿事前調査結果報告システム」により行ってください。

なお、「石綿事前調査結果報告システム」を利用できない場合には、報告書（書面）を提出してください。

提出先（窓口）は、所管の県厚生環境事務所（支所）環境管理課（衛生環境課）又は市の担当課です。

作業を行う場所	届出書の提出先（窓口）	電話番号	住所
大竹市、廿日市市	広島県西部厚生環境事務所 環境管理課	0829-32-1181 (代表)	廿日市市桜尾 2-2-68
安芸高田市、 府中町、海田町、 熊野町、坂町、 安芸太田町、 北広島町	広島県西部厚生環境事務所 広島支所衛生環境課	082-228-2111 (代表)	広島市中区基町 10-52
江田島市	広島県西部厚生環境事務所 呉支所衛生環境課	0823-22-5400 (代表)	呉市西中央 1-3-25
竹原市、 大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課	082-422-6911 (代表)	東広島市西条昭和町 13-10
三原市、尾道市、 世羅町	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課	0848-25-2011 (代表)	尾道市古浜町 26-12
府中市、 神石高原町	広島県東部厚生環境事務所 福山支所衛生環境課	084-921-1311 (代表)	福山市三吉町 1-1-1
広島市	広島市環境保全課	082-504-2187	広島市中区国泰寺町 1-6-34
呉市	呉市環境試験センター	0823-25-3551	呉市青山町 5-3
福山市	福山市環境保全課	084-928-1072	福山市東桜町 3-5
三次市	三次市環境政策課	0824-62-6136	三次市十日市中 2-8-1
庄原市	庄原市環境政策課	0824-72-1398	庄原市是松町 20-25
東広島市	東広島市環境先進都市推進課	082-420-0928	東広島市西条栄町 8-29

10 付録 特定粉じん排出等作業実施届出記載要領

特定粉じん排出等作業実施届出書 記載要領（令和4年4月～）

- ・届出は、【様式第3の5】及び【別紙】並びに【添付書類】を作成の上、作業開始予定日の14日前までに届出すること。(提出部数: 2部(正本及びその写しを各1部))
- ・2以上の特定粉じん排出作業を、同一の工場又は事業場の建築物その他工作物について行う場合は、1つの届出書によって届出を行うことができる。
(提出部数は2部必要)

令和4年3月
広島県

【様式3の5】

① 受信者名 (県厚生環境事務所・市町の届出先)	・広島市内の作業…広島市長(環境保全課) ・福山市内の作業…福山市長(環境保全課) ・呉市内の作業…呉市長(環境監理センター) ・三次市内の作業…三次市長(環境政策課)		・庄原市内の作業…庄原市長(環境政策課) ・東広島市内の作業…東広島市長(環境監理課) ・大崎上島町内の作業…大崎上島町長 (広島西部東山海岸事務所環境監理課)
	届出先の詳細は最終面に記載しています。		・他の市町内における作業…右の表を参照のこと。
② 届出者	・届出者は、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注者又は自主施工者となる。 ・住所、名称及び氏名(電話番号)を記入すること。 ・法人代表者の代理人を届出者とする場合には、代表者と代理人を併記するとともに、委任状を添付すること。		
③ 根拠規定	不要な文字を抹消すること。 (ア)通常の場合の記載方法…「大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)」 (イ)災害時等の場合の記載方法…「大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)」		
④ 特定工事の場所	・作業を実施する場所(住所)及びその工事の名称を記載すること。		
⑤ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	・特定工事の受注者(元請業者)又は自主施工者の住所、名称及び氏名を記入すること。 ・法人にあつては、法人を代表する者の職と氏名を記入すること。		
⑥ 特定粉じん排出作業の種類	該当する作業に○印をつけること。 ・特定粉じん排出作業の開始日は、除去等に係る一連の作業の開始日であり、工事そのものの開始日ではない。 (※具体的には、除去に先立ち作業区間の隔離、集じん・排気装置の設置等の飛散のための作業を開始する日を指す。)		
⑦ 特定粉じん排出作業の実施の期間	・囲い込み、封じ込め作業にあつては、特定建築材料を囲い込み又は封じ込める作業の開始日となる。		
⑧ 特定建築材料の種類	該当する作業に○印をつけること。		
⑨ 特定建築材料の使用面積	使用面積の合計値(m ²)を記入すること。		
⑩ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物の構造に○印をつけ、延べ床面積(m ²)及び階数を記入すること。		
⑪ 特定工事を施工するもの現場責任者の氏名及び連絡場所	特定工事の施工者(受注者(元請業者)又は自主施工者)の現場責任者の氏名、連絡場所(住所、名称、電話番号)を記載すること。		
参考事項	⑫ 下請負人が特定粉じん排出作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の現場責任者の氏名及び連絡場所		
	下請負人が特定粉じん排出作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の住所、名称及び氏名を記入すること。 ・連絡先として、電話番号を記入すること。		

① 様	年 月 日	受信者名(県、厚生環境事務所の届出先)	作業を行う場所	特定粉じん排出等作業実施届出書
② 電話番号	届出者	氏名又は名前及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	年 月 日	
吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保溫材若しくは耐火被覆材に○印を除く作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)及び第2項(第3項)により、次のとおり届け出ます。				
届出対象特定工事の場所				
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名				
特定粉じん排出等作業の種類				
大気汚染防止法施行規則第7条第1項 1.の項 断熱材等の解体作業 2.の項 建築物等の解体作業 3.の項 保溫材又は耐火被覆材を除去する作業(焼き落とし、切断、又は液砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(次項を除く)				
6.の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業				
特定粉じん排出等作業の実施				
自(7)年 月 日 ~ (8)年 月 日				
特定建築材料の使用箇所				
1.吹付け石綿、保溫材等を含むする断熱材 2.保溫材等を含むする保溫材 3.保溫材等を含むする耐火被覆材 4.石綿のとおり。				
見附図のとおり。 ⑨ m ² ⑩ m ² (階建)				
特定建築材料の使用箇所の方法				
特定粉じん排出等作業の対象 建築物(耐火・準耐火・その他)※備考				
参考				
特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所 下請負人が実施する電機責任者の氏名及び連絡場所 該下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所				
備考				
1.吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保溫材若しくは耐火被覆材に○印を除く作業の実施する場合の見附図を添付すること。 2.参考事項の欄に○印を記入する。 3.参考事項の欄には、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号及び同項第3号及ぶ第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。 4.届出書、見附図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A-4とすること。				

【別紙】

(13) 特定建築材料の処理方法	該当するものに○印をつけること。	
(14) 特定粉じん排出等作業の方 法が大気汚染防止法第18条の 19各号に掲げる措置を当該各 号に定める方法により行うも のないときは、その理由	建築物等が倒壊するおそれがあるときその他の法第18条の19各号のいずれかに掲げる措置を当該各号により行わる方法により行うことと、その理由を記載すること。 ※災害等による破損により、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する場合、物理的に特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離することや、隔離した場所において集じん・排気装置を使用することが困難な場合等をいう。	
集 じん ・ 排 気 装 置	(15) 機種・型式・設置数 (16) 排気能力 (m ³ /min) (17) 使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%) (18) 使用する資材及びその種類 (19) その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	集じん・排気装置の機種、型式及びその設置数を記入すること。 集じん・排気装置の排気能力 (m ³ /min) 及び隔離空間の内部の空気についての1時間当たりの換気回数 (回) を記入すること。(4回以上が求められる。) エアフィルタはHEPAフィルタであること。【規則第16条の2】) 使用する薬剤、隔離養生に使用するシート、接着テープ等の資材及びその種類について記入すこと。 上記①の特定建築材料の処理方法が「その他」に該当する場合には、その処理方法を記入すること。 上記の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法は特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。

【添付書類】

様式第3の5及び別紙のほか、次の書類を添付すること。
 (・図面は、必要事項が明確に判断される程度のものでよい。

・添付書類は原則としてA4版とし、それ以上の場合にはA4版の大きさに折りたたむこと。
 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況

アイ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図
また、作業基準及び石綿事前調査結果に係る掲示板の位置を明記すること。

ウ 工事の工程の概要を示した工事工程表で、特定粉じん排出等作業の工程を明示したもの
作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図

オ※ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要(耐火建築物等の建築物・その他工作物の別、建築物の場合延べ面積)

カ※ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

※ ただし、オヘキについては、様式第3の4に「参考事項」として記入することで添付書類に代えることができる。

別紙	特定粉じん排出等作業における措置
置	特定粉じん排出等作業における措置
気汚染防止法第18条の19各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	(13) 隔去・匂い込み・封じ込め・その他
機種・型式・設置数	(13) 隔去・匂い込み・封じ込め・その他
排 気 裝 置	(14) 排 氣 裝 置
機種・型式・設置数	(14) 排 氣 裝 置
排 氣 能 力	(15) 排 氣 裝 置
使用するフィルタの種類及び その集じん効率 (%)	(16) (1時間当たり換気回数 回)
使用する資材及びその種類	(17) (1時間当たり換気回数 回)
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	(18) (1時間当たり換気回数 回)
備考	(19) (1時間当たり換気回数 回)

特定粉じん排出等作業における措置	特定粉じん排出等作業における措置
置	特定粉じん排出等作業における措置
気汚染防止法第18条の19各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	(13) 隔去・匂い込み・封じ込め・その他
機種・型式・設置数	(13) 隔去・匂い込み・封じ込め・その他
排 気 能 力	(14) 排 氣 裝 置
使用するフィルタの種類及び その集じん効率 (%)	(15) 排 氣 裝 置
使用する資材及びその種類	(16) (1時間当たり換気回数 回)
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	(17) (1時間当たり換気回数 回)
備考	(18) (1時間当たり換気回数 回)

【提出先】

届出書の提出先（窓口）は、所管の県厚生環境事務所（支所）環境管理課（衛生環境課）又は市の担当課です。

作業を行う場所	届出書の提出先（窓口）	電話番号	住 所
大竹市、廿日市市	広島県西部厚生環境事務所 環境管理課	0829-32-1181 (代表)	廿日市市桜尾 2-2-68
安芸高田市、 府中町、海田町、 熊野町、坂町、 安芸太田町、 北広島町	広島県西部厚生環境事務所 広島支所衛生環境課	082-228-2111 (代表)	広島市中区基町 10-52
江田島市	広島県西部厚生環境事務所 呉支所衛生環境課	0823-22-5400 (代表)	呉市西中央 1-3-25
竹原市、 大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課	082-422-6911 (代表)	東広島市西条昭和町 13-10
三原市、尾道市、 世羅町	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課	0848-25-2011 (代表)	尾道市古浜町 26-12
府中市、 神石高原町	広島県東部厚生環境事務所 福山支所衛生環境課	084-921-1311 (代表)	福山市三吉町 1-1-1
広島市	広島市環境保全課	082-504-2187	広島市中区国泰寺町 1-6-34
呉市	呉市環境試験センター	0823-25-3551	呉市青山町 5-3
福山市	福山市環境保全課	084-928-1072	福山市東桜町 3-5
三次市	三次市環境政策課	0824-62-6136	三次市十日市中 2-8-1
庄原市	庄原市環境政策課	0824-72-1398	庄原市是松町 20-25
東広島市	東広島市環境先進都市推進課	082-420-0928	東広島市西条栄町 8-29

(届出書提出先・連絡先)

工事現場	所管庁	電話番号
大竹市・廿日市市	広島県西部厚生環境事務所	0829-32-1181 (代表)
安芸高田市・府中町・海田町・ 熊野町・坂町・安芸太田町・北広島 町	広島県西部厚生環境事務所広島支所	082-228-2111 (代表)
江田島市	広島県西部厚生環境事務所呉支所	0823-22-5400 (代表)
竹原市・大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所	082-422-6911 (代表)
三原市・尾道市・世羅町	広島県東部厚生環境事務所	0848-25-2011 (代表)
府中市・神石高原町	広島県東部厚生環境事務所福山支所	084-921-1311 (代表)
広島市	広島市環境保全課	082-504-2187
呉市	呉市環境試験センター	0823-25-3551
福山市	福山市環境保全課	084-928-1072
三次市	三次市環境政策課	0824-62-6136
庄原市	庄原市環境政策課	0824-72-1398
東広島市	東広島市環境先進都市推進課	082-420-0928
この冊子の作成元：広島県環境保全課（電話番号：082-513-2920）		

本概要は『e c oひろしま』（広島県環境情報サイト）に掲載しています。